

平成27年3月
尼崎市 市長

平成27年度の入札・契約制度の改善について

1 建設工事に係る最低制限価格の設定方法の変更について

公共工事の品質確保等のより適正な履行を確保する観点から、中央公共工事契約制度連絡協議会が示しているダンピング防止等を目的とした最新の改正モデルに合わせる改正を行う。

(1) 概要

最低制限価格の範囲について、従来「予定価格の3分の2から予定価格の85%まで」であったものを「予定価格の70%から予定価格の90%まで」とする。

(2) 実施時期

平成27年4月1日（同日以降に公告するものから実施）

2 一般競争入札を行う建設工事における監理技術者の配置基準の変更について

建設工事の入札に係る不調対策として、一般競争入札を行う建設工事における監理技術者の配置基準を変更し、建設業法どおりとする。

(1) 概要

ア 現行

設計金額が6000万円以上の場合は監理技術者を専任で配置すること。

イ 改正後

設計金額にかかわらず、契約金額が2500万円（建築一式工事の場合は5000万円）以上の場合は、主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。

(2) 実施時期

平成27年4月1日（同日以降に公告するものから実施）

3 現場代理人の常駐義務の緩和措置について

建設工事の入札に係る不調対策として、常駐義務を課している現場代理人について、一定の要件を満たす場合に限り、その常駐義務を緩和する。

(1) 概要

ア 兼務要件

次の①から⑥までの要件を満たす場合は現場代理人の兼務を2件まで可能とする。

①尼崎市市長が発注する工事、②工事場所が尼崎市内である工事、③契約金額が2500万円未満の工事、④工事担当課との連絡体制を確保すること、⑤兼務する工事現場のいずれかに必ず常駐すること、⑥工事現場の運営、取締り、安全管理等に支障を生じさせないこと

イ 常駐義務を要しない期間

次のいずれかに該当する期間は、現場代理人の常駐義務を要しないこととする。

①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間、②工事の全部の施工を一時中止している期間等

(2) 実施時期

平成27年4月1日（同日以降に公告するものから実施）

4 工事における出来高による受注制限の解除の試行について

受注機会の均等を目的に設けている受注制限を、建設工事の入札に係る不調対策として、試行的に解除する。

(1) 概要

工事を受注している業者に対して出来高50%（共同企業体の場合は30%）を超えなければ次の入札に参加させない受注制限を、当分の間（2年間程度）試行的に解除する。

(2) 実施時期

平成27年10月1日（同日以降に公告するものから実施）

5 同一資本等の関係にある会社の入札参加制限について

同一資本等の関係にある複数の会社を同一入札に競争相手として参加させることは、入札の適正さを阻害するおそれを生じさせかねないことから、これを制限する。

(1) 概要

親会社と子会社の関係や役員を同じくする会社の関係など、同一資本等の関係にある複数の会社が同一の一般競争入札において競争相手として入札した場合は、当該入札は無効とする。ただし、1者を除く全てが入札を辞退した場合、残る1者の入札は有効とする。

(2) 実施時期

平成27年10月1日（同日以降に公告するものから実施）

6 長期継続契約の対象範囲の拡大について

契約のより安定的な履行の確保等を図るため、事務機器のリースなどに限定していた長期継続契約の対象範囲を拡大する。

(1) 概要

清掃業務委託（事務所等の床清掃等に係るものに限る。）であって、複数年（原則3年間）の契約を締結することが可能なもの

(2) 実施時期

平成27年4月1日（同日に契約を締結するものから実施）

7 最低制限価格設定の対象範囲の拡大について

業務内容について一定の品質確保を図るため、清掃業務委託等と同様に、適切な基準で設計・積算を行い、最低制限価格を設定する対象範囲を拡大する。

(1) 概要

自家用電気工作物保安管理業務委託

(2) 実施時期

平成27年4月1日（同日以降に契約を締結するものから実施）

以 上